

平成24年 第18回

教育委員会臨時会会議録

平成24年10月23日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2361号

平成24年第18回臨時会

日 時 平成24年10月23日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委員長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	半 田 吉 恵
	教 育 長	小 池 眞喜夫

「欠席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
--------	-------	-------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学校施設計画担当課長	大久保 光 正
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	上 村 隆
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	遠 藤 由香里

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第37号 平成24年度港区指定文化財の指定及び港区指定無形文化財保持者の認定について

日程第2 教育長報告事項

- 1 児童の投げたソフトボールによる車両損傷事故について
- 2 平成24年第3回港区議会定例会の質問について
- 3 特別区人事委員会勧告について
- 4 港区教育推進月間について
- 5 学校給食調理業務委託について

- 6 社会教育委員の会議答申について
- 7 生涯学習推進課の11月事業予定について
- 8 図書館・郷土資料館の11月行事予定について
- 9 11月指導室事業予定について
- 10 平成24年度子どもサミットについて

「開 会」

○小島委員長職務代理者 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年第18回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は、澤委員長から所用により欠席とのご連絡をいただいております。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、私が委員長職務代理者として議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の出席委員は4名ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で規定する定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、日程に入ります前に、このたび、教育長並びに次長が交代となりまして、初めての教育委員会ですので、教育長、次長それぞれに一言ご挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 今ご紹介いただきました、今月12日付で教育長に就任いたしました小池でございます。本当に微力でございますけれども、委員の皆様と協力して、しっかりと「教育の港区」実現に向け全力で努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○小島委員長職務代理者 よろしくお祈いします。

では、次長、お祈いします。

○次長 同じく、10月12日付で教育委員会事務局次長に任命されました安田雅俊でございます。職歴からすると、企画経営部門ですとか福祉部門が非常に多うございました。人と携わる仕事を福祉のサービスの中では心がけてやってきました。また、直前の4年弱ですが、総合支所で地域の方とおつき合する仕事をやってきました。それなりに庁内のネットワーク、内外のネットワークなどに自信がございますので、残された課題、将来の課題を部下とともに、教育委員会の皆さんを支えながら前へ前へ進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小島委員長職務代理者 こちらこそよろしくお願いいたします。

それでは、日程に入りたいと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長職務代理者 本日の署名委員は、小池教育長にお願いいたします。

第1 審議事項

1 議案第37号 平成24年度港区指定文化財の指定及び港区指定無形文化財保持者の認定について

○小島委員長職務代理者 それでは、日程の第1、審議事項に入ります。

議案第37号、「平成24年度港区指定文化財の指定及び港区指定無形文化財保持者の認定について」。図書・文化財課長、説明をよろしくお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、議案第37号、平成24年度港区指定文化財の指定及び港区指定無形文化財保持者の認定についてご説明いたします。

議案資料ナンバー1をご覧ください。本日は、その資料とあわせまして、お手元に、今回指定の対象となります有形文化財の拡大した写真をお配りさせていただいております。

それでは、資料の方でございますけれども、最初の1ページが議案となっております。その後ろに、港区文化財保護審議会会長から港区教育委員会委員長宛ての答申書がございます。

それでは、資料の2ページをご覧ください。今回指定する指定文化財は3件で、指定有形文化財2件、指定無形文化財の保持者の認定が1件、3名でございます。

まず1件目は絵画で、絹本着色当麻曼荼羅図でございます。所有者は、港区芝公園四丁目9番8号、宗教法人妙定院でございます。

2件目は歴史資料で、後久洋家具店製作家具図面及び関連資料3, 192点です。所有者は港区教育委員会でございます。この家具図面等につきましては、7月に当委員会で諮問についてお諮りした際と点数が変わっております。諮問後に図面の枚数の精査を行い、また、帳簿類や請求書等、洋家具店の当時の活動を知る上で参考となる関連資料を指定対象に加えた結果、増えたものでございます。

3件目は、無形文化財、工芸技術・江戸表具でございます。保持者は鈴木正一さん、伊藤良雄さん、湯山富士雄さんの3名でございます。伝承の場所はそれぞれ記載のとおりでございます。

これら3件は、いずれも、本年7月10日開催の平成24年第7回港区教育委員会定例会におきまして、港区文化財保護審議会に諮問するようご決定いただき、その後、審議会において対象文化財の実見等、調査・確認を行った後、意見交換を行い、3件とも港区無形文化財にふさわしいものとして登録されたものでございます。

それでは、個々の文化財について簡単にご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。1件目は、絹本着色当麻曼荼羅図でございます。当麻曼荼羅は、阿弥陀仏の治める極楽浄土の様子をあらわした曼荼羅で、奈良県の当麻寺所蔵のものが原本であることから「当麻曼荼羅」と称されます。中央に阿弥陀三尊を描き、宮殿や宝池を配した浄土の様子があらわされています。本図は、当麻曼荼羅をほぼ6分の1に縮尺して描かれたものです。中央に書かれている菩薩の宝冠や装身具には金箔を押し、着衣の文様や衣文線には、「截金」と言って、金箔や銀箔などの金属粉を細い線や小さい三角や四角などに切って張る文様をつくる手法を用いています。本作品は、数多い当麻曼荼羅の中でも比較的古く、鎌倉時代末に描かれた作品であり、精緻な截金技法なども見る事ができる、美術史上においても貴重な史料でございます。

続きまして、2件目でございます。2件目は歴史資料で、後久洋家具店製作家具図面及び関連資料3, 192点でございます。明治期から昭和40年代まで新橋・芝地区には多くの注文家具製造業者が集まっていました。戦後には、ここで作られた家具を特に「芝家具」と呼び、地域の代表的な産業でした。本資料は、芝田村町五丁目、現在の新橋五丁目にありました後久洋家具店が大正14年から昭和20年代半ばまでの間に作成・使用した図面でございます。このうちおよそ500

点は、写真でお示しのように、水彩で着色された図面で、縮尺10分の1で作成されています。大正末期から昭和10年ごろまでに製作されたものと推察されます。これらの図面の一部には、施主名が記載されており、官家、爵位を持つ華族などの高級住宅用の洋家具を製作していたようです。そのほか、筆書きや白焼き、青焼きの図面や製作にかかる関連書類で、特に鉛筆書きの図面の中には、材質などが記載された縮尺1分の1の実寸図面もございます。

新橋周辺で製作された芝家具は、その技術力の高さから全国に知れ渡っていました。しかし、先の大戦の際の空襲で甚大な被害を受け、多くの貴重な資料が焼失・散逸しましたが、後久洋家具店があった芝田村町五丁目は数区画だけ戦災を逃れました。芝家具の新橋の洋家具店の仕事を今に伝える貴重な資料であり、港区の地域産業史上、貴重な資料でございます。

3件目は、無形文化財、工芸技術・江戸表具でございます。保持者は、鈴木正一さん、伊藤良雄さん、湯山富士雄さんの3名です。

仏教の伝来とともに、仏典・仏画が日本に入ってきました。これらの保存・管理をするため、修復技術者である「経師」が生まれました。室町時代に入ると、書院造りや茶室を中心とする建築文化が発達しました。日本建築は「木」と「紙」と言われており、「紙」を扱う「経師」の活躍分野が拡大し、独立して「表具師」と呼ばれるようになりました。表具の技術はもともと京都で発展した技術であり、徳川家康の入府後、その技術も江戸に伝えられました。京都の表具を「京表具」と呼び、江戸の表具を「江戸表具」と呼びます。江戸の町では洗練された「渋味」が好まれ、その理念を背景とする「江戸表具」が確立されていきました。江戸表具も京表具と同様に、「糊」にこだわりを持ち続けています。国宝や重要文化財等に指定された貴重な文化財の修理は、表具の解体から始まって、洗い、裏打ち、補彩など多くの工程を経て完成しますが、表具師はその一連の技術の全てを習得しており、文化財を長く保存していく上で不可欠な技術者です。保持者の3名は、そうした江戸表具の技術を伝える数少ない表具師であり、無形文化財保持者として認定に値するものでございます。

本議案を決定いただいた後は、告示をいたしまして、11月1日号の「広報みなと」でお知らせする予定でございます。また、今後、機会を捉えて広く区民の方に公開していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して何かご質問はございますでしょうか。

この案件は、以前、文化財保護審議会に諮問する際にも審議した件で、中身的には既に検討したことですが、何か質問はございますでしょうか。

○綱川委員 有形文化財の方の家具店の製作図面等なのですが、これは教育委員会が所有者になっていますが、どのぐらい前に寄贈されているのですか。

○図書・文化財課長 3年程前だったかと思います。

○教育長 指定、あるいは認定されて、先程少し説明がありましたけれども、今後、区民の方にこういった素晴らしい文化財について広く知っていただく必要があると思います。今、広報でお知ら

せするという説明がありましたけれども、今後、長期的な展望も含めて、どんな形で区民の皆さんにお知らせしていくのですか。

○図書・文化財課長 指定された文化財につきましては、例えば、有形のものであれば、所有者にもよりますけれども、区の所有のものであれば、郷土資料館等でも展示してお知らせしていくという方法も一つございます。今回の後久家具店の図面等についても既に一部公開をしているような経過がございます。

また、無形文化財につきましては、その方の技術というものを間近に見ていただくことはなかなか難しいところがあるのですけれども、その技術の成果物を資料館、あるいはさまざまところで展示したり、場合によっては、その方に直接お越しいただいて、そういったものを見るような機会を設けるとかいうことも企画していきたいと考えております。

○小島委員長職務代理者 今回、無形文化財の方3名を認定するわけですが、こういう伝統的な技術の継承ということで、無形文化財に認定するとともに、この後継者などはどんな状況になっているのでしょうか。

○図書・文化財課長 こういった無形文化財は、いずれも後継者が育ちにくい状況が生まれているというのは聞いております。今回の3名の方につきましては、どの方がどのような状況かは、手元に資料がないのですけれども、1名の方は、今、後継者がいないという情報を聞いております。もう1名の方は、娘婿さんが跡を継がれるということで、今修行されているということを聞いております。確か湯山富士雄さんのところだと思うのですけれども、こちらは会社組織にしておまして、お子さんとかそういった方でなくても、技術の継承をその組織の中でやっていると聞いてございます。

○小島委員長職務代理者 この伝統技術の承継について、教育委員会としても手を差し伸べられる部分があればできる限りしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

ほかに何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。

議案第37号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長職務代理者 それでは、議案第37号については原案どおり可決することと決定いたしました。

第2 教育長報告事項

1 児童の投げたソフトボールによる車両損傷事故について

○小島委員長職務代理者 続きまして、日程第2、教育長報告事項に入ります。

まず、初めに、児童の投げたソフトボールによる車両損傷事故について。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、教育委員会資料ナンバー1をご覧ください。港南小学校の児童が投げたソフトボールによる車両損傷事故でございます。

事故の発生年月日は、平成24年9月26日水曜日、午前8時ごろで発生場所は、港区港南四丁目2番～3番先、港南小学校の西側の道路で、特別区道第898号線上になります。

相手方の車両はホンダのCR-Vです。

事故の発生状況でございますが、その車両が、港南四丁目2番～3番先の区道上を南から北へ向かって走行中、港南小学校の校庭で、港区立小学校連合運動会の競技種目であるソフトボール投げの練習をしていた児童が投げたソフトボールが、学校西側の防球フェンスを飛び越えて、当該車両のボンネット上に落下し、損傷したものでございます。

それでは、資料の2ページ目をご覧ください。案内図ですが、上が北になりまして、港南小学校の左側、特別区道第898号線上での丸いしるしを付けた辺りです。「概要図」を見ていただきますと、このような校庭を使いまして、ハードル走や走り幅跳び、ソフトボール投げ等の練習を児童が行っておりました。ソフトボール投げを行っていた児童につきましては、しるしを付けた地点からフェンスに向かってボールを投げたところ、そのフェンスを飛び越えて、区道を走っていた車両にぶつかったものでございます。

3ページ目をご覧ください。上段の①が校庭から見た写真で、②が道路側から見た写真です。おそらくこのようにボールが落ちてきたのであろうということです。

4ページ目をご覧ください。児童が投げたソフトボールですが、ソフトボール1号というもので、直径が約8.5センチ、重さが約140グラムのものでございます。

④が車両損傷箇所。車の左の前部のヘッドライトの上部でございます。

5ページ目を見ていただきますと、損傷箇所の詳細の写真でございます。

では、1枚目にお戻りください。車両の損傷状況ですが、ボンネットに直径15センチ程度のくぼみ傷と擦り傷1カ所ができておりまして、修理費につきましては11万2,407円の見込みで、現在、示談交渉中でございます。

事故の原因ですが、練習中の児童を指導していた教員が、防球フェンスまでの距離と児童の遠投能力の目測を誤り、ソフトボールがフェンスを越えて、学校の敷地外へ飛び出すことを予測し得なかったということです。

事故後の措置でございますが、事故当時に指導に当たっていた教員に以下の点について厳重な指導を行うとともに、職員会議等において、教職員間で情報の共有と注意喚起を促しました。また、各小・中学校長宛てには、事故再発防止について周知徹底を図り、事故の未然防止策を講じております。

その注意指導ですが、一つ目は、校庭でボール等を使用した活動を行う場合には、投げたり蹴ったりしたボールが校外に出ていかないよう、十分な活動スペースを確保するとともに、活動方法を工夫するなどして十分に安全を確保すること。二つ目ですが、予測される危険性を考え、用具や器具などの安全確認を行うこと。三つ目では、安全な活動を確保するためのルールや決まり等が確実

に励行されるよう指導を徹底することということでございます。報告は以上です。

○小島委員長職務代理者 ただいまの庶務課長の説明に対して何かご質問はございますでしょうか。

この3枚目の図面の上でも下でもいいのですが、フェンスというのはどこまであるのですか。この青いところがフェンスですか。

○庶務課長 写真の②を見ていただくと、これはネットフェンスで、ポールの上の方に細い線が写っていると思います。それがフェンスの一番高いところです。

○小島委員長職務代理者 なるほど。ポールの上ですね。

○庶務課長 はい。

○教育長 これはボール投げですけれども、ソフトボールの試合とか練習試合とかでバットで打つと、ボールは、手で投げた以上に飛ぶと思うのです。このフェンスの高さはそういうものに備えたものなのかという点が1点目の質問です。

もう1点は、この修理費は保険で対応されるかと思えますけれども、今後、示談が成立した場合、専決処分ということで区長部局から議会の方に報告することになるのですか。

○庶務課長 まず、フェンスは8メートルの高さなのですが、このグラウンドは、ご存じのとおり、中学校と小学校を一体的に整備したもので、中学校には野球部がございました。野球部が練習をしても今まで飛び出したことがなかったということもありまして、8メートルという高さで整備をしたと聞いております。

それから、二つ目ですが、保険で修理費が補填されます。区が加入する自治体賠償責任保険で対応することになりまして、後日、おそらく第4回定例会で区長の専決処分として報告されるものでございます。

○教育長 そうすると、ボールが飛び出したこと自体はそんなに頻繁にあることではなくて、ちょっと異例というか、特別なことだったということですか。

○小島委員長職務代理者 ただ、手で投げて飛び出してしまったなら、常識的に考えると、野球の練習でバットでポーンと打ったらどんどん飛び出してしまうということですよ。

○教育長 その辺がちょっと心配なのですが。

○庶務課長 まず、先程の1ページ目の7の「事故後の措置」の(3)ですけれども、「安全な活動を確保するためのルールやきまり」ですが、打っていく方向なども含めて、子どもたちがそういう競技に取り組むことを指導していると聞いております。

○小島委員長職務代理者 指導室長、この点、どうですか。

○指導室長 基本的に、小学校でソフトボール投げの練習をするときは各学校で工夫をしております。これほど大きな校庭はありませんが、長辺で50メートル程度の校庭が多くあり、一つは、校舎側に向かって投げる方法。強化ガラスですので、当たっても校舎で防ぐという配慮をしています。もう一つは、中学校の校庭を利用してやるという方法、そしてもう一つは、サッカーゴールがあるときはそこで投げる練習をさせるなどの工夫をしています。したがって、港南小学校というあの広大な校庭で油断があったとしか思えません。今の練習状況を全ての学校において確認しましたけれ

ども、ほかの学校でこの類似の事故が起こるといことは考えにくいと考えております。

○**綱川委員** 確か、中学校のグラウンドの方にダッグアウトもあって、野球も練習できるようになっていますよね。野球ができるようなグラウンドになっている方のフェンスは高いのですか。

○**学校施設設計画担当課長** 写真には写っておりませんが、委員ご指摘のとおり、港南中学校側のグラウンドにはバックネットがございまして、これは今回のグラウンド改修工事では手をつけておりません。高さにつきましては、8メートル程度と同じ高さのバックネットの上の部分に、1.5メートルから2メートル程度の斜めについている部分があるのが現状です。

○**綱川委員** これ、物だったから、人的被害がなかったからまだよかったのですけれども、平田室長がおっしゃったように、「目測を誤り」と書いてありますけれども、私が思うには、道路側に向けて投げるといこと自体がおかしいことであり、注意を喚起するだけではなくて、根本的に何か考えないといけないのではないかなと思います。逆にこれを反対側に投げたら、今度は走り高跳びをやっている子どもに当たってしまいます。去年とか今年、高校でやり投げをやっている頭部に当たった事故があったばかりですので、指導室からも相当注意をしていただきたいと思います。

○**指導室長** おっしゃるとおりです。この日、ソフトボール投げをやっていた児童が16名、このグラウンドについていた教員がソフトボール分も含めて3名です。朝の練習では、このような広い校庭がなければ同時進行でこんなにたくさんの練習はやりません。種目に分けて練習しますので、教員の危険を予知するところが非常に甘かったとしか言いようがありません。その後すぐに校長と指導した教員を呼んで、教育長とともに厳しく指導しています。また、ほかの学校に対しましては、校長会等を通して通知で終わりということではなくて、事実関係をきちっと確認した上で、こういったことが起こらないように指導しております。引き続き、この件を受けまして改めて私の方から校長会で指導したいと思います。

○**綱川委員** よろしくをお願いします。

○**小島委員長職務代理者** まかり間違うと人身事故につながってしまうので、指導室長、学校への指導をよろしくお願いいたします。ほかにありますか。よろしいですか。

2 平成24年第3回港区議会定例会の質問について

○**小島委員長職務代理者** 次に、平成24年第3回港区議会定例会の質問について。庶務課長、ご説明をお願いします。

○**庶務課長** それでは、教育委員会資料ナンバー2と2-2を含めましてご説明させていただきます。

資料ナンバー2の方は第3回港区議会定例会の代表・一般質問の要旨を記載してございます。それから、2-2は、平成23年度決算特別委員会で行われました質疑を記載してございます。全部をご説明する時間ありませんので、大きく分けまして、いじめの関係問題、防災教育にかかわるもの、国際的人材育成に関するもの、あと、教育についての一般的なものとオリンピック・パラリン

ピックの誘致に向けたものを中心に説明をさせていただきます。

まず、資料ナンバー2の12ページをお開きください。いじめについての質疑がありましたので、そのいじめについてのものを順次ご紹介させていただきます。

まず、みなと政策クラブの杉浦のりお議員から「いじめの概念について」ということで質問がありました。

それに対しては、文部科学省は、「当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義しております。いじめは、当該児童・生徒が「いじめられた」と感じたもの全てを取り上げることから、言葉によるからかいから、集団での暴行などの犯罪行為まで、大変幅のある問題行動です。いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得るとの認識に立ち、未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、全教育活動を通して人権や生命のとうとさについても指導し、自他を大切にすることを育ててまいりますと答弁しております。

それでは、恐れ入ります。1ページにお戻りいただきまして、自民党議員団の清原和幸議員の「いじめ対策について」の質問でございます。これは、学校や家庭、地域などのお互いの環境を整備して、責任を持っておのおの役目を果たすことが大切であるということからの答弁でございます。

いじめは重大な人権の侵害であるとの認識に立って、全ての人が互いの人格を尊重し合い、思いやりの心や社会生活のルールを身につける教育を推進しております。具体的ないじめ対策としましては、区独自の「いじめ防止カード」を作成し、区内全児童・生徒に配布し、いじめが許されない行為であることを明確に示すとともに、いじめを一人で抱え込まないように、多数の相談先を示して、丁寧に指導しております。また、保護者・地域との連携を強化する観点からは、大人用のいじめ啓発リーフレットを作成し、いじめが重大な人権侵害であることを理解していただくとともに、責任を持って大人が子どもを見守ることの重要性を周知しております。今後さらに学校、保護者、地域の連携・協力体制をより強固なものにするるとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、いじめの根絶を目指してまいります。

次に、2ページ目をご覧ください。公明党議員団の杉本とよひろ議員のご質問でございます。下段になります。いじめ対策について、「ふれあい月間や子どもサミットの活用について」ということの質問でございます。

毎年3回実施しているふれあい月間では、小・中学校ともに全児童・生徒にアンケート調査や子どもと向き合う面談を実施するなど、いじめの早期発見、早期対応に取り組んでまいりました。また、平成19年度から実施している港区子どもサミット「いじめ対策フォーラム」の中では、各校の代表児童・生徒がいじめ根絶に向けた取り組みや考え方の意見交換を行い、「港子ども宣言」として発表しております。今後は、子どもサミットでまとめた提言等を各学校でより有効に活用できる機会を設定し、子どもたちが一層主体的にいじめ問題に取り組めるよう工夫・改善してまいりますという答弁をしております。

続きまして、3ページ目の(3)です。「教員への研修について」でございます。

いじめ問題では、何よりも学級内の子どもの人間関係を豊かにさせ、友人同士が互いに信頼し合える関係を構築し、「いじめをしない。させない。見逃さない」との意識を児童・生徒に浸透させることが大切です。このためには、子どもたちを直接指導する教員の授業力・生活指導力・学級経営力を向上させることが大切であると認識し、教員研修を重視してまいりました。初任者研修では、豊かな人間関係をつくる学級経営の基礎を、人権教育研修ではあらゆる差別や偏見を許さない人権尊重の理念を、教育相談研修では児童・生徒理解やカウンセリングマインドの手法を指導してまいりました。今後、教員の児童・生徒理解の基盤として、子どもの表情、言動、態度、語り口等、あらゆる変化を鋭く見抜く力や感性を身につける研修の一層の充実を図ってまいりますと答弁しております。

それから、その下、(4)の「いじめをなくす仕組みづくりについて」の質問では、3行目からになりますが、現在、総合支所単位の民生・児童委員を中心とした地区連絡協議会において、小・中学校、子ども家庭支援センター、児童相談センター等、それぞれの立場からの委員が子どもの現状や課題について協議を行っております。さらには、社会教育委員の会議において、学校を支援するための学校と地域の連携方策について協議いただいております。今後、学校支援地域本部の設置について答申をいただくことになっております。これら新しい制度への答申を踏まえて、一層、保護者や地域が学校教育にかかわる仕組みづくりについて検討を進めてまいりますと答弁しているものでございます。

続きまして、ちょっと飛びますが、13ページの上段をご覧ください。みなと政策クラブの杉浦のりお議員の1の(4)、「いじめ防止に向けた区の実施について」の質問です。兵庫県小野市で小野市いじめ等防止条例が制定されたことについての質問です。

兵庫県小野市の「いじめ等防止条例」は、いじめ問題を、子どものみならず、大人や高齢者等にもかかわる市民全体の人権問題として捉え、その解決に向けては市全体で総合的に取り組むとの強い姿勢を示したものです。子どものいじめについては、学校はもちろんのこと、家庭、地域の大人たちが子どものささいな変化を敏感に感じ取り、積極的に声がけをしたり、相談に乗ったりするなど、複数の大人たちが目をかけ、手をかけ、きめ細かく見守ることが大切です。学校は、いじめを含めた顕著な問題行動へ対応するため、「学校サポートチーム」を設置し、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、警察、児童相談センター等、広く地域の方々や関係機関と協力関係を築きながら、その体制づくりに努めてきたところです。今後とも、区、関係機関、家庭、地域と一丸となって、子どもの命にしっかりと向き合い、いじめの未然防止、早期発見、発見後の迅速な初期対応の充実に向けてまいりますと答弁しております。

続きまして、防災関係のことに移らせていただきます。

5ページをお開きください。一人の声の阿部浩子議員からの質問でございます。1の(2)をご覧ください。小学生についても自助・共助の精神を育成し、できることはやっていくという姿勢が必要であるという立場からの質問でございます。

答弁は、特に防災教育では、自然災害についての理解に基づき、避難訓練を通して適切な避難方

法を中心に学ぶ中で、小学生においても自助の精神を育成することが大切であると考えております。近い将来、首都直下型地震が発生することも想定し、発災時には、発達段階に応じて、まず自分の身を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献する意識や態度の向上が図られるよう指導してまいりますと答弁しております。

続きまして、次の（３）「避難所運営への中学生の参画について」で、中学生の参画が特に必要との立場からの質問でございます。

答弁では、東日本大震災当日においては、お台場学園が避難所となった際に、中学生のお台場学園防災ジュニアチームが活躍し、避難所運営に多大な貢献をいたしました。この実績を通して、避難所運営における中学生の果たせる役割の大きさを広く地域に認識していただくことができました。区立中学校では、昨年度から、総合支所や地域防災協議会等が実施する防災訓練を教育課程に位置づけ、授業として参加し、中学生の防災に関する主体性を育てております。今後も、地域防災の担い手として、自分たちの地域は自分たちで守るとの意識や技能がより高まるよう取り組んでまいりますと答弁しております。

続きまして、国際的人材育成に関するものです。

11ページをご覧ください。公明党議員団のちほぎみき子議員からの2番目の「国際人育成と外国語教育の推進について」でございます。

これに対しましては、区では、英語による聞くこと・話すことなどの実践的なコミュニケーション能力の育成を重視した先駆的な外国語教育を進めております。特に日常の授業で培った英語でのコミュニケーション能力を活用する場である海外派遣事業や、テンプル大学ジャパンキャンパスでの国内留学プログラム、港区の地域特性である大使館やインターナショナルスクールとの交流を通して区ならではの国際理解教育を推進しております。今後も、小中一貫教育における小学校の国際科、中学校の英語科国際の連続したカリキュラムの見直しや、港区独自の国際科の教科書の改訂、小学生の英語検定受験支援などを検討するなど、外国語教育の充実に努め、国際社会をリードする人材の育成を図ってまいりますとの答弁でございます。

続きまして、15ページをご覧ください。みんなの党のうどう巧議員からの質問です。「国際的人材育成について」であります。アジアヘッドクォーター特区に触れられて、特区の指定による転入外国人の増加が予想されるので国際的人材育成のチャンスではないかという立場からのご質問です。

答弁では、アジアヘッドクォーター特区構想が実現すれば、区内でも子どもを含む家族を同伴した外国人居住者の増加が予想されております。区では、大使館やインターナショナルスクール、テンプル大学ジャパンキャンパスとの交流など、地域の国際的資源を活用した国際理解教育を推進しており、グローバル世界で活躍する人材育成を進めてまいりました。今後は、東町小学校の国際学級を検証する中で、より日本人児童と外国人児童とがコミュニケーションを図り、多様な文化や価値観に触れる機会が充実できる国際性に富んだ学校づくりを積極的に進めてまいりますと答弁してございます。

続きまして、教育一般について説明させていただきます。

9ページをご覧ください。下段になりますが、自民党議員団の鈴木たかや議員から、1「教育について」の中で、(4)「塾等に通わなくても志願校に合格できる教育の実現について」という質問でございます。

答弁では、家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちが等しく教育を受け、知育・徳育・体育をバランスよく育成することが公教育に課せられた責務であると考えております。区では、独自の少人数指導にかかわる講師を配置し、児童・生徒の学ぶ意欲を引き出し、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな指導により確かな学力の向上を図っております。また、他の自治体に先駆けて、月2回の土曜授業を実施し、各校の特色ある教育活動の推進やゆとりある授業時間の確保に努めております。その他、授業日でない土曜日を活用し、民間のノウハウを取り入れた土曜特別講座を実施し、児童・生徒の学力向上に努めております。小学校では、言語力の育成を柱とした「作文教室」と、科学的な思考力の育成を柱とした「科学教室」を実施し、中学校では基礎コースと発展コースに分け、「国語」「数学」「英語」の教室を開いております。今後も、公立学校で学ぶ子どもたちにさまざまな学習の機会を用意し、確かな学力を身につけさせるとともに、志望校に合格できる教育環境を整えてまいりますと答弁をしております。

では、10ページをご覧ください。1の(5)「部活動の外部委託について」の質問でございます。長野県では中学校の部活動の社会体育活動化に取り組んでいる例にもとづいた質問でございます。

答弁では、区では、これまでも部活動の充実を目指し、専門的な知識や指導技術を有する外部指導員の積極的な活用を推進してまいりました。区立中学校全体では、約90%の生徒が運動部や文化部に所属し、60名を超える外部指導員がその指導に携わっており、多くの成果を上げております。今後も、中学校の部活動において外部指導員との連携をより一層推進することで、生徒の競技力向上に資するとともに、教員の指導力向上を図ってまいりますと答弁をしております。

続きまして、今度は資料2-2でございます。決算特別委員会の中から、資料2-2の2ページをおあけください。質問項目としましては、公明党議員団の古川伸一委員から「学校でのソーシャルスキル・トレーニングの導入について」という質問がございました。

これに対する答弁では、かつて子どもたちは地域での集団の遊びの中で、自然に他者と協力・協調し、人間関係を調整する能力を身につけておりました。一方、現代の子どもは、少子化・核家族化等の影響を強く受け、その経験を積む機会が著しく減少しております。ソーシャルスキル・トレーニングは、現代の子どもたちに人間関係や社会生活を営んでいくために必要な技能や能力を身につけさせる有効な手段であると認識しております。

今年度、御成門中学校では、区研究奨励校として、「ソーシャルスキルを取り入れた教科指導を通して」を研究主題に、年間5回にわたる校内研修を行い、生徒たちが自分の思いを適切に言語化したり、相手のよさを受けとめるなど、人間関係を良好にするソーシャルスキルの育成について研究に取り組んでおります。また、本年12月には、全小・中学校からの教員の参加を得て、ソーシャルスキル・トレーニングの指導方法に関する研修を実施する予定です。今後も児童・生徒がよりよ

い人間関係を築き、健康的な生活を過ごせるよう、ソーシャルスキル・トレーニングの導入に向けて研究を深めてまいりますと答弁をしております。

それでは、最後になりますが、この資料の1ページをご覧ください。自民党議員団のうかい雅彦委員からの「オリンピック・パラリンピック招致へ向けた区の取組について」という質問でございます。

答弁では、昭和39年10月10日、私——これは教育長の発言ですが——が小学校6年生のときに東京オリンピックが開催されました。ブルーインパルスが快晴の空に五輪の輪を見事に描き、真っ赤なブレザーと真っ白なズボンやスカートに身を包んで日本選手団が一条乱れず行進する姿に、私は憧れと感動を覚えるとともに、日本人として誇りに包まれたことを昨日のように思い出します。現代のように閉塞感が漂う社会だからこそ、若者や子どもたちが我が国日本に誇りを持ち、将来に希望や夢を持てる、そして、国民が一つになって応援し、感動を得られるオリンピック・パラリンピックを招致したいと心から願っております。

ロンドンオリンピックでは、日本人のトップアスリートの活躍により大いに盛り上がり、スポーツ活動への機運が高まりました。平成24年3月に策定いたしました港区スポーツ推進計画では、四つの基本目標の一つとして、「誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の促進」を掲げております。今後も地域スポーツ教室の開催やみなと区民スポーツ・体育祭などにより、子どもから高齢者まで多くの区民がスポーツに参加できる機会を創出してまいりますという答弁でございます。

大変駆け足ではございましたが、今回の特徴的なものを取り上げて説明させていただきました。以上です。

○小島委員長職務代理者 ただいま庶務課長から区議会の定例会における質疑の内容についてご報告いただきましたが、何かご質問等はございますでしょうか。

○綱川委員 資料2の教育関係の回答の清原議員のところの答弁要旨について、中段から下に「大人用のいじめ啓発リーフレットを作成し」と書いてあるのですが、「いじめ啓発リーフレット」というのは不適切な言葉ではありませんか。

○小島委員長職務代理者 「いじめ防止啓発」リーフレットですよ。

○綱川委員 もう1点は、やはりいじめの問題がこの時期相当出ている、確か、この議会の開催の後すぐに品川区で不幸な事件がおきてしまいましたが、このとき、ちょうど東京都教育庁と警視庁が連携したりしています。港区でも警察との連携とかそういうのを持っているのかというのがここには書いてありませんがどうなっていますか。

あと、「家庭」ということのキーワードがすごく大事だと思っています。今、子どもが家でしゃべらないとか、学校で起こったことを話さないとか、そういうことがあって、気づかない親が結構います。これは、加害者側も被害者側も同じなのですけれども、これから先、その辺をどういうふうにしていくか。以上2点について伺います。

○指導室長 まず、警察との関係ですけれども、一つは、毎月、生活指導主任会というのをやっています。これは、各学校の生活指導主任が集まります。この中に、警察関係者、大森の少年センタ

一の方も含めて来ていただく機会を設けています。例えば、いじめに限らず、非行ですとかさまざまな事例を紹介していただいて、どう対応するのかということが一つ。あと、警察署単位に分かれてまして話し合いや情報交換の時間をとっていますので、例えば、愛宕警察署の管内の学校ということで連携を密にとっています。

次に、家庭との連携、特に保護者との連携については非常に大きな問題だと思っています。やはり日頃から学校との風通しをよくしておくということ、また、個人面談、あるいは保護者会等の機会に率直な意見を出し合えるという関係づくりが大事だと思います。既に多くの学校でやっておりますけれども、本当に小さな変化を見逃さない、サインを見落とさない、これしかないですね。この部分をどうやってやっていくかということだと思います。対岸の火事ではありません。委員がおっしゃったように、品川のことが対岸の火事とは思っておりませんので、引き続き、常に注意深く子どもの様子を見守っていきたいと考えているところでございます。

○永山委員 5ページの学校における防災についてでお台場学園が出ていて、実際に私も中学生の活躍を見ておりますが、やはり一番大きな要因としては、地元の近くの学校に通っていたということで親も自分の子どもの安全を確認できていたので、学校で活動していいというご理解があったと思います。実際、子どもの顔を見なければ、やはり自宅に帰ってほしいという気持ちの方が先に立って、学校で活動してほしいという視点には保護者側はいかないと思いますので、実際、中学生がすごく活躍できたのは、地域の学校だったという点が大きかったと思います。また、質問の方に「学校選択制について」というのがありますが、学校選択制はすごく利点もありますし、デメリットもあると思います。一度やったことをずっと継続してやっていくということではなくて、デメリットがあるならばそれを改善していく、メリットはどんどん伸ばしていくというような方向で検証する機会も設けたほうがいいのではないかと思います。

それから、今まで学校を色々見てかかわっていると、いじめに関しましては、校長先生がすごく重要な位置を占めていまして、子どもをいかに見ているかによってその発生率というのは変化しているように思います。校長先生自体も、周年行事であったり、研究授業であったり、すごく忙しい事例が多いと、ついつい子どもを見られなくなってしまい、そういうところで陰でいじめ等が起こってしまって、それを早期に発見できていないというのが原因のような、これは私の考えですけども、そういう気もしますので、常にサポート体制というのを教育委員会で強く持っているのがいいのではないかと思います。

○教育長 議会でたくさんの委員から質問が出ているということは、それだけ関心を持たれているということだと思うのです。私、教育長に就任して、校長・園長と課長を集めた前で最初に言ったことは、最も安全であるべき学校、あるいは楽しくなければならぬ学校で、大津の事件、あるいは品川の事件のような自殺にまで発展するようないじめ問題が発生したということについて、一般論ですけれども、国民は「学校は何しているんだ」「教育委員会は何しているんだ」という形で思っている。多分、市民感覚から見たら、そういう目で見ているのだろうと思います。そういう意味では、こういう問題に対して、大げさに言うと、教育委員会の存在意義が問われていると言っても過

言ではないと思うのです。したがって、各委員からも色々ご要望が出ました。ただ、港区は色々なことでいじめに対する日頃からの対策をやっているということも事実です。具体的にどういうことが取り組まれているかということをお知らせしていくことも必要だろうと思いますし、また、今、色々ご意見をいただきましたが、教育委員会としても、今後も引き続き色々ご意見をいただきながら、これについては重要事項と捉えて、対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○小島委員長職務代理者 いじめの問題については、港区教育委員会はかなり事細かく、丁寧に多方面にわたって慎重に色々な手を打ってきたと思うのです。その効果が出て、港区においては深刻ないじめは現在発生していないと思っておりますが、そこら辺はこれからも常に反省しながら一生懸命やっていきたいと思っております。教育委員会全体、特に指導室の方で、今後も事細かに各学校の指導をお願いしたいと思ひます。

今、永山委員から、いじめの防止については学校長の役割・存在が非常に大事ではないかと。ところが、学校長は非常に忙しくて、色々な行事や会議に出なくては行けないので、不在時におけるサポート体制について意見がありましたが、そこら辺は、室長、どんなお考えでしょうか。

○指導室長 校長の顔が見えるということが大切だと考えています。児童・生徒から顔が見える。先生から顔が見える。地域の方からも顔が見える。つまり、色々な機会に校長が顔を出して、例えば地域の会合で「うちの学校は、いじめはこういうふうには未然防止に努めていますよ」「対策はこうですよ」ということを発信していく。「学校だより」で発信していく。ホームページで発信していく。そういう姿勢で多くの、ほとんどの校長がそういう気持ちで行っておりますので、まず、保護者、地域の方、そして児童・生徒の顔が見える関係をつくるということが大事だと思ひます。

そして、先程お話にありました、不在のときどうするか。学校には管理職が2人おられます。校長と副校長がいて、校長がいない場合には副校長が責任を持って管理職として対応する。もちろん、校長の指示を受けながらということがあります。

ちょうど3月11日の東日本大震災のときに、定例の校長会を開く、しかもお台場学園でといったときに、どうであったかと言えば、そこはもう副校長が陣頭指揮をとって学校を束ねるということをやっておりました。この事例にもありますように、やはり管理職が中心となって、また、学校は組織ですので、主幹、あるいは主任教諭という職層を置いていますので、そういったものが力を合わせてやっていくということが大切だと考えております。

○永山委員 私は、長い期間での話をしてしまして、例えば小中一貫校を進めるに当たっても、色々な会議等があつてそういうときは、校長、副校長全て忙しい。そういう場合には、処理といひますか、書類作成等は、教育委員会事務局の職員がもう少し補佐するようなシステムがあつた方がいいのではないかなと感じております。

○小島委員長職務代理者 書類のお手伝いというのは、どんな書類をつくる時のお手伝いですか。

○永山委員 たくさんありますよね。

○小島委員長職務代理者 学校内部の色々な書類ね。

○**永山委員** 実際、事務職員を1人増やしてほしいというお願いをPTAとしても教育委員会にさせていただきました。

○**小島委員長職務代理者** その点、室長、いかがでしょう。

○**指導室長** いわゆる管理職も含めて、学校現場の多忙感ということについて、当然、書類が多いとか、調査が多いとかいうことは言われておまして、学校と教育委員会も課題は共有しております。おっしゃるとおり、さまざまな書類がある中で校長、副校長もやっておりますし、もちろん教員もやっています。特に大事なことは、OJTの中で人材育成を図って組織力を高める、私はこのように考えています。当然、副校長が1人で事務処理を抱えるということではなくて、うまく分担する中で組織として対応していくという能力を身につける。それが学校経営力だと私は思っておりますので、当然、学校もそういった意味で努力する必要があるし、副校長の研修会の中でそういう機会を設けております。

今、ご提案にありました事務軽減に向けて何か取り組みができないかということは非常に大きな課題でございますので、またそういった視点も踏まえて校長会とも相談してまいりたいと考えているところでございます。

○**小島委員長職務代理者** 事務軽減については、いじめの問題だけではなく、子どもへの指導に集中してもらいたいので、学校における教員の事務をなるべく減らすということは大きな課題です。今後も大いに検討したいと思えます。

○**綱川委員** またいじめのことになってしまうのですけれども、学校というのは、今まで「教育的配慮」とかいう言葉で、あるところでは毅然たる態度がとれない部分というのがあったと思うのです。暴力事件があったとしても、その被害届が出なかったら警察の介入ができないとか、そういうようなところというのは今まで結構あったと思うのです。港区の場合は、法律相談制度もあったりするのですけれども、その浸透も考えていかないと、そういう事象に対して毅然たる態度で対応できる制度があっても、制度が使いづらいとかいうのがあったのでは困りますので、ぜひそういう先生たちも一生懸命できるような体制づくりをお願いします。何か恐れたり、おっかなびっくりやったりするようなどころが見えないこともないので、それは港区だけではないと思えますけれども、毅然たる態度がとれるように、教育委員会、事務局、教育委員も一丸となって学校を支援するところが、地域だけではなくてそういうことを考えていかなければいけないのかなと思えますので、よろしくをお願いします。

○**小島委員長職務代理者** 室長、何かありますか。

○**指導室長** 先程お話にありたいじめ問題と関連で言いますと、例えば傷害であるとか、恐喝であるとか、そういったものは犯罪行為ですので、これがあつた場合には、当然、毅然と対応します。単なるからかいなのか、もしくは冷やかしのなのか、無視なのか、そういったものは「いじめ」という言葉でくくるとその実態が分からなくなるので、その起こつた行為に対してどう対処するかということは適正に対応してまいりたいと思っております。

また、港区は弁護士相談がございますので、そういった意味で、法律的な視点から見た場合、保

護者の方から訴えがあった場合については活用させていただいているということで、学校の校長も含めまして管理職も心強く思っている面はあると認識しております。

○**教育政策担当課長** 学校法律相談制度につきましては、現在は、相談したい事例が出た場合に、学校長が担当の弁護士の方に相談の申し入れをするという形になっておりますが、先般、この制度の概要につきまして校長先生たちにアンケートをとりましたところ、直接相談できるシステムであってもまだ敷居が高いというようなどころがあるようですので、今、港法曹会ともご相談して、弁護士の方による研修というか、事例の紹介とか、そういうのも進めていきたいと考えているところです。

○**小島委員長職務代理者** あと、入学式、卒業式、運動会など、学校の行事に、時間があるときはぜひ参加してもらいたいと。それで、校長先生その他の先生方と顔見知りになっていただければ相談しやすくなると思いますので、そんなこともやっていきたいと思います。

○**綱川委員** 麻布地区の弁護士の先生は結構頻繁に学校を訪問してくださっているみたいで、卒業式とか入学式ではなくても来てくださったりしています。そういうところは頼みやすいというか、相談が、お茶を飲みながらでもというような雰囲気があります。

○**小島委員長職務代理者** やはり顔見知りでないとなかなか敷居が高くなってしまふ。

○**綱川委員** わざわざお願いするというのではなくて、ふだんの会話みたいな感じで相談できるような制度になればいいと思います。また、校長、管理者だけではなくて、担任を持っている先生が気軽に相談できるといいですね。担任の先生が結構悩んでしまって結構大変なこともありますので。

○**小島委員長職務代理者** では、いじめの関係についてはこの程度にして、もう1点、永山委員から、防災に関連して、今回、子どもたちが地域の学校に通学してくれていたから、親御さんも地震の後すぐ子どもたちの安否が確認できたので、子どもたちが避難所で活動するのに安心して親御さんたちも学校に任せられたということと関連して、そういう意味では学校選択希望制についての見直しが必要ではないかというご意見だったと思います。この学校選択制と防災ないし地域との関連が現在非常に問題になりつつあって、教育委員会としても現在検討中のところですが、その点はどうですか。

○**学務課長** 今のご指摘のとおり、災害時も含めて、地域との距離という問題があることは事実でございます。まず、選択制導入の目的であります学校の活性化というのは十分に効果がありまして、中学校の説明会でもたくさん来ていただくとか、各学校で特色ある取り組みを行ってございます。また、大きなところでいきますと、保護者の方のご意向で非常に望んでいるというのがこれまでのアンケート結果で出ているところでございます。その中で課題になるのは事実でございますので、特に中学生は、避難者というよりは対策の要員としても十分に活動している実績もございますので、実際活動するのは、自分たちが港区を守る、国を守るという意識もさらに植えつけていくことも必要かなと思っております。選択制につきましては、色々なご意見がある中では引き続き検討は行っていきたいと考えてございます。

○**綱川委員** やはり色々な価値観の方がいらっしゃるから、話しながらやっていただきたいと思

ます。先程、永山委員がおっしゃっていたように、物事は、一度決めたらそれをずっと踏襲するのではなくて、10年とか5年ごとに適宜見直しながら、決めたことは守らなければいけないけれども、決めたことが時代にそぐわなくなったら変えていくという姿勢でやっていかないといけないと思いますので、その都度ぜひ検討していきたいと思います。

○指導室長 先程の防災の考え方なのですが、まずは、自分の命を守る、これが大原則です。危険な状況で、地域貢献ということ、防災上の避難所運営ということではありません。まずは自分の命を守るように、ここは危険だとかいう、いわゆる危険予知の力を高めるということが大前提にあるのですが、特に、この中学校時代にお台場学園防災ジュニアチームのように活躍するということは、将来を考えたときに、地域防災の担い手を育てているということだと思います。すなわち安全確保の上で、自分たちができることはやろう、地域の一員としてやろうということが地域防災の発想から出てきていることでもあります。先程お話のありました安否確認が大事だということで、これは学務課の方で安否確認のシステムを新たに導入しておりますので、お互いに今、子どもが安全な状況かどうかということについて、新たな視点から取り組みをしているところでございますので、この点も検討しているということをつけ加えさせていただきます。

○小島委員長職務代理者 2-2の3ページの一番上の2の(1)の質問要旨ですが、「5月30日には文部科学省、国土交通省、警視庁から通知が全国に発せられ」と書いてあるのですが、「警視庁」が全国に発するのはおかしいので「警察庁」の誤りでしょうね。

あと、2の15ページのうどう議員の質問に対する答えとして、「アジアヘッドクォーター特区構想が実現すれば」云々ということなのですが、アジアヘッドクォーター特区構想というのはどんな構想なのでしょうか。

○次長 これは、内閣府が進めている国策の一つで、ソフトに関連する色々な規制緩和を、エリアを特定して解除していこうという動きです。片方では、国土交通省が都市計画制度などの規制を緩和するエリアをかけていくという制度が同時進行しています。両方が対になっていまして、国土交通省系の緊急整備地域は、建築関係、開発関係の規制を緩和する。その中で、ソフトの規制があれば同時に解除していく。アジアヘッドクォーターは、東京の世界での地位を上げようという国策、それから業界の思惑が一致して進んでいく政策の一つです。アジア全体の中で経済界の盟主であった東京の地位が転落しているの、その地位を取り戻したいという思いから発しているものです。これが実現すれば、外国人が今以上に増える可能性がある。現在、港区には23万人いて、そのうち外国人が2万人ですけれども、今後さらにビジネスマンを中心に入ってくる可能性があるということです。その方たちの環境として、保育ですとか児童だけではなくて、高齢化していくことも視野に置く必要がある。子どもを連れてきて、日本で子どもを産めば、教育も必要である。医療費も当然かかる。そういう中で、外国で実現しているけれども日本では実現していない色々な規制を取り払っていこうというのがこの構想の核心の部分です。

○小島委員長職務代理者 まだ、現在は構想の段階なのですか。

○次長 いいえ、これは去年の12月に東京都が手を挙げて、国から認められました。

○小島委員長職務代理者 そうですか。

○次長 名称が、最初は「国際戦略総合特区」と言っていたのですが、そのうち名称が改まって、「アジアヘッドクォーター特区」という名前に変わりました。今年の1月に都市計画制度の規制を緩和する緊急整備地域というのが同じエリアでかけられました。

○小島委員長職務代理者 今後、そういうことで外国人がさらに来られて、そのお子さんの教育について港区教育委員会も一定の役割を果たすべきであろうと。1割の居住の外国人の方が2割ぐらい住民税を払っていただいているということなので、そういうことをサービスとして当然港区教育委員会もしなければならないと思いますが、多分、この質問されている議員さんたちは、東町小学校の国際学級についての期待が非常に高くして質問しているのではと思うのです。今のを検証していくということですが、こういう特区が認められた場合に、東町小の国際学級はどうあるべきか今後はどうなのでしょう。

○教育政策担当課長 東町小学校の国際学級というのは、委員長もおっしゃっていただいたように、今、検証をしている最中で、今後、教育内容とか、手段とか、指導体制とかをまだ今のうちに検証していかなければいけないところかと思えます。インターナショナルスクールとか、東町の国際学級とか、色々な形の教育の受け方、選択肢があるということは、これから増えるであろう外国人の方々にとってもいいことかと思えますので、充実していく必要があるかと思えます。

また、外国人の方が増えてくるということで、港区内の日本人の児童たちがその方たちとのコミュニケーションを積極的に広げて、それをよい経験としてどんどん世界に羽ばたいていく子どもたちを育てていきたいと思えますので、色々な形での国際人、国際的人間育成を進めていく必要があるかと思えます。

○小島委員長職務代理者 外国人の保護者の方が日本の区立の小学校の国際学級へぜひ行かせてあげたいと。そういうような雰囲気になるような学校づくりをしないと、せっかくつくっても、こういう障害があって、なかなか行けないということになってしまうので、そこら辺の障害をこのアジアヘッドクォーター特区の中で色々規制緩和してもらえればいいのかということが考えられるのですが、今後そんな点で検討していただければと思います。

○次長 主に注目を集めているのは高校なのですね。つまり、外国人の方が日本に一定期間赴任している間に子弟が高校生まで達し、高等教育を受けさせて本国に戻ったときに大学に入りたいと。解決策の一つは、国際バカロレア制度というのがございますが、バカロレア制度に依拠した高校をこのアジアヘッドクォーター特区の中に実現して、そこを卒業すれば、本国の大学を受験する資格が自然に発生するので、そうした高校を実現したいというのがあります。高校だけではなくて、小学校も中学校も国際的に協定を結ぶようなことで成り立っている制度なので、我々の立場からすると、初等教育でそういう学校を探していく努力も必要かもしれません。

○小島委員長職務代理者 話がだんだん深く行き過ぎて、時間が少なくなってきましたのでこの程度にしてよろしいですか。

3 特別区人事委員会勧告について

○小島委員長職務代理者 次に、特別区人事委員会勧告について。庶務課長、ご説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、教育委員会資料のナンバー3をご覧ください。この10月10日に特別区の職員を対象とした給与等にかかわる特別区人事委員会の勧告がございました。幼稚園教育職員の給与条例等にかかわる関係がございましたので、毎年、この教育委員会で人事院勧告の内容について報告をさせていただいているものでございます。

では、資料の概要です。

一つ目は、「例月給与の引下げ」です。平成24年4月1日時点における民間企業従業員の給与と特別区職員の給与を比較したところ、特別区職員の給与が民間従業員の給与を783円(0.19%)上回っており、公民格差を解消するため、給料表を引き下げ、改定するという内容でございます。

二つ目は「期末及び勤勉手当について」でございます。平成23年8月から平成24年7月までの間に民間従業員へ支給された特別給(賞与)の支給割合と概ね均衡しているため、改定しないということとなっております。

そして、所要の調整でございますが、平成24年4月から改定日の前日までに支給した例月給与及び期末・勤勉手当について、公民格差相当分0.19%に当たる額を平成25年3月に支給する期末手当から差し引いて支給するというものでございます。

今後の対応になります。

一つ目が、関係規程の整備がございます。これは労使交渉にかかわる案件でございますが、労使にて妥結しますと、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正を行わなければなりません。そして、条例改正が行われますと、港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の改正も行う必要がございます。

それから、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、労使交渉の妥結後にこの教育委員会でご審議いただき、決定していただいた後に港区議会に議案を提出するという流れになってございます。

そして、最後になりますけれども、規則の一部改正につきましては、議会において条例改正が議決された後、教育委員会へ議案を提出してご決定いただくという流れになるものでございます。

では、2ページ目をご覧ください。「港区幼稚園教育職員人件費への影響額」です。支給総額につきましては、差額としましては、年間で73万円の減、そして、1人当たりの支給平均額としましては、1万2,173円程度。合計のところを見ていただきたいのですが、差額として1万3,000円弱ぐらいの金額が下がるという内容になってございます。

その後ろには、24年の特別区人事委員会勧告の概要を参考に添付してございますので、ご覧いただければと思います。以上です。

○小島委員長職務代理者 このところ数年、同じような勧告で同じようなことになっているのですが、毎年、減額、減額ときていきますので、幼稚園の先生方のモチベーションはどうなるのかという

心配もあるのですが、ただいまのご説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

国家公務員のいわゆる人事院の勧告もおおよそこのぐらいの引き下げの勧告があったのでしょうか。

○教育長 国家公務員は引き下げの勧告はしていません。東日本大震災の関係で給与を削減したので、今年的人事院の勧告は引き下げにはなっておりません。

○小島委員長職務代理者 分かりました。それでは、よろしいですか。

4 港区教育推進月間について

○小島委員長職務代理者 次に、港区教育推進月間について。教育政策担当課長、ご説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、資料ナンバー4をご覧ください。「港区教育推進月間記念式典について」ということをご説明させていただきます。

毎年11月を「港区教育推進月間」として、各幼稚園・学校における授業等の工夫や個性的な取り組みを広くPRするとともに、学校教育の一層の充実を図ることとして行っております。この教育推進月間の記念式典といたしまして、本年は11月18日曜日午後2時から、麻布区民センターの区民ホールにおいて、「宇宙・あきらめないころ」と題しまして、小惑星探査機「はやぶさ」でプロジェクトマネージャーを務めましたJAXAの工学博士・川口淳一郎氏の講演を行います。また、こちらの講演会では、白金小学校児童による合唱等もあわせて行います。

この記念式典ですけれども、教育政策と図書・文化財課の共催としておりまして、児童・生徒の理科への興味・関心が高まり、科学を学ぶ意義や有用感が実感でき、努力することの大切さを学ぶことができるようにという目的で、川口淳一郎氏をお呼びして、宇宙への関心や科学を学ぶ意義や有用感を実感して、理科教育の重要性とともに、あきらめない心の大切さを伝えていただきます。

また、こちらの講演会におきましては、楽しい宇宙に関する本の展示や、お勧め図書のリストの配布等も行いまして、図書教育における広報も行う予定としております。

この講演につきましては、おおよその時間ですが、16時10分から川口先生への質問コーナーというのを設けまして、区立の小・中学生等から質問を事前に受けつけております。こちらの募集の方はもう既に終わっておりますが、小学生9名、中学生1名からの申し込みがありましたが、時間等の関係から、小学生6名、中学生1名からの質問を行うことにしております。

主な質問事項ですが、「『はやぶさ』が地球大気圏に突入したときはどういう気持ちでしたか」という5年生の質問や、同じく5年生ですが、「増え続ける宇宙デブリ、これは、宇宙のごみというようなものことなのだそうです、それが心配です。人間の暮らしが豊かになるためには衛星をたくさん打ち上げたり、デブリを増やしてもいいのでしょうか。宇宙までも汚してしまう人類は自分勝手だと思います」という小学校5年生の質問もあります。また、小学校4年生ですが、「JAXAに入るのが将来の夢なのですが、今からどんなことをしたらよいですか」とか、中学生からは「川口先生が中学生のとき進路のことをどう考えていましたか」というような質問が予定されておしま

す。

また、こちらの方は一般の方の入場の募集も行いました。「広報みなと」の10月11日号でこのお知らせをしまして、15日から申し込み順ということで120名募集しましたけれども、既に申し込みがいっぱいになってしまいまして、キャンセル待ちの状態になっているということでございます。以上です。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して何かご質問はございますでしょうか。

○綱川委員 過去何回か出席させていただいて、今年はいいと言ったら変ですけども、おもしろいなという感じはするのです。なぜかという、今まで幼稚園児の色々な催し物があって、それが終わると、保護者と子どもはみんな帰ってしまって、折角いいお話をしているのにほとんど聞いていないという状態がありまして、いつも「もったいない」と言っていたのです。今年はそのような状況ではなくていいかなと思っているのですけれども、ただ、この川口先生のお話を誰に聞かせたいのか、どういうターゲットを目的にやっているのかが分からないので教えて下さい。一般の方が120名とのことですが、子どもたちに聞かせたいのか、保護者に聞かせたいのか、一般区民に聞かせたいのかというところがどうなのかなと思うのが1点。

2点目は名前なのですが、「港区教育推進月間記念式典」という名前がちょっと堅いと思っていますので、これは来年度以降検討していただきたいのです。

○教育政策担当課長 今年は、子どもたち、それから保護者にとっても理科教育が重要で、将来大人になってもそういう関心を持っていくという重要性を伝えたいということがありましたので、こちらは小学校4年生以上とさせていただきましたが、小・中学生や保護者の方ということが一番の対象に考えておりました。ただ、そこに限定することなく一般の方もということで、「広報みなと」での募集という形になりました。

こちらの川口先生の質問コーナーを募集するに当たって、特に対象となる小・中学生全員に「こういう講演会があります。ぜひ来て下さい」というお手紙とともに、「もし質問があったらどうぞ」ということでお声がけをしておりましたので、「広報みなと」で見るよりも小・中学生に対してはより深く知らせることができたと思っております。

○綱川委員 先程、質問が小学校9名、中学校1名とのことですが、ちょっと寂しいなと感じました。指導室も絡んでやっていたらこんなわけではないなと思うのです。今まででもそうだったのですけれども、横断的に教育委員会事務局や学校が連携しながら進めないとせっかく「教育推進月間」と言っている割にはという結果になってしまうのでその辺をやはり考えていただきたいと思います。学校の先生方が、パンフレットを配るときにでも、事前に校長会で一言言っておけば全然違っていたらうし、これから先もう一歩踏み出してやっていただければと思います。税金を使って実施することですので、やはり波及効果が出るように考えていけたらと思います。これは意見です。

○小島委員長職務代理者 「はやぶさ」については、今年3月の小学校の卒業式で宇宙に対する興味と、あきらめない気持ちということで、祝辞で取り上げた話題だと思うのですが、非常に良い企画だと思います。

これは、小学生、中学生、保護者は自由に入れるのですか。一般区民は傍聴券が要るのですか。

○教育政策担当課長 この麻布区民センターのキャパシティは、席数もあまりないので、一般区民を含めてという形となります。もちろん、質問してくれる小・中学生については別の席を設けてありますが、それも含めてということで、これは事前に申し込みして下さった方しか入れません。

○小島委員長職務代理者 これは区民の方も関心があるのだと思うのですね。

○綱川委員 いっぱいになったというのはびっくりしました。今までならないですものね。

○小島委員長職務代理者 ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

5 学校給食調理業務委託について

○小島委員長職務代理者 続きまして、「学校給食調理業務委託について」。学務課長、お願いいたします。

○学務課長 それでは、学校給食調理業務委託についてご報告いたします。資料ナンバー5になります。

学校給食調理業務につきましては、学校給食の安全の確保や食の教育の充実を図ることを基本としつつ、調理業務のより効果的・効率的な運営を行うために、平成16年度からこの資料のとおり業務委託を順次進めております。

現在、中学校9校、小学校13校、合わせて22校で給食調理業務を委託してございます。委託する業務の範囲でございますが、裏面をご覧ください。学校給食に関する工程が書かれてございますが、このうちの調理業務に関するところは太い線の丸で表示してございますが、これが委託の範囲になります。委託された事業者は、購入した食材料の検収や調理作業、配食・運搬、または給食終了後の洗浄・清掃という、主に給食調理業務の中の作業的な部分を担うこととなります。献立の作成、食材料の発注、調理過程における調理品のチェックについては、各学校に配置してごさいます栄養士が責任を持って引き続き行うものでございます。

表に戻っていただきまして、3の「委託にあたっての留意点」でございます。主なものでございますが、現在、各学校で調理している自校方式については維持していくということ。あと、3点目の事業者の選考につきましては、単に価格によります競争入札ではなく、公募によるプロポーザル方式で行いまして、事業者の給食に対する考え方、安全対策、委託の実績や調理技術などを審査基準に厳正に行う予定としてございます。

平成25年度から新たに委託を予定している学校は、白金小学校1校でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して何か質問はございますでしょうか。

学校給食調理業務の委託については、順調に進んできて、それに対する評価も非常にいいということで、コンセプトとしては、なるべく全校で委託をしましようということだったと思うのですが、このところ、2、3校ずつ進めていたのが、今年度は1校だけというのはどのような理由でしょう

か。

○学務課長 委託校数につきましては、調理職員の退職等の状況によって、結果的にその人数相当分の学校を委託するというようになっております。今年度につきましては、人事課の方から8名の調理職員の部分について対応というお話がございまして、8名の調理職員を配置しております白金小学校を対象校としたものでございます。

○小島委員長職務代理者 それとの兼ね合いで順次計画しているということですね。ほかに何か質問ございますか。よろしいですか。

6 社会教育委員の会議答申について

○小島委員長職務代理者 続きまして、「社会教育委員の会議答申について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、社会教育委員の会議答申についてご報告をいたします。資料ナンバー6をご覧ください。

昨日、平成24年10月22日の社会教育委員の会議におきまして、「学校教育を支援するための学校と地域の連携方策について」答申をいただきました。本日、答申内容についてご報告をするものです。

まず、教育委員会からの諮問事項についてです。資料の14ページを開いていただけますでしょうか。「関連資料1」としまして、諮問事項です。平成23年6月1日、教育委員会から社会教育委員の会議へ諮問となっております。1の「諮問事項」にありますよう、諮問内容は「学校教育を支援するための学校と地域の連携方策について」となっております。

3の「諮問理由」です。2段目になりますが、国・都が学校教育を支援する方策として、学校支援地域本部事業の推進を図っていること。3段目です。現在、港区では、地域に支えられた学校運営を行っておりますが、学校や地域により大きく異なっていること。4段目です。そのため、学校、地域にかかわらず、より多くの地域の人々が学校教育にかかわり、結果として教育カリキュラムの質の向上を図り、教員一人ひとりがより教育活動に専念できる環境を整備する必要があることから、社会教育委員の会議への諮問という形になっております。

15ページです。この間、検討を行っていただきました社会教育委員の皆さんの名簿になっております。学識経験者が3名、社会教育関係者として4名、学校関係者として2名の計9名の委員となっております。

16ページをご覧ください。これまでの審議経過となっております。昨年度の6月に委員の委嘱を行いまして、その後、学校支援地域本部の事例紹介、港区の学校支援活動の状況、12月には他自治体の視察として杉並区の天沼小学校への視察、年度末から学校支援地域本部の設置について具体的な協議、答申文案の検討をこの間進めてまいりました。

それでは、冊子の最初のお戻りください。まず、目次です。

答申の構成といたしましては、まず第1章に「港区における学校を取り巻く状況」とし、それを踏まえた形で、第2章「児童・生徒のよりよい教育環境の整備に向けた提言」の2章構成となっております。そのほかに、後ろに関連の資料をつづるような形となっております。

それでは、本編の説明をさせていただきます。2ページをお開きください。

第1章、1「現状」としまして、(1)「児童・生徒と地域との関わりの状況」です。地域の人々がさまざまな形で学校にかかわりを持つ取り組みの中で、児童・生徒は地域の人々に会った際に、挨拶や会話を交わすなど、自然にコミュニケーションがとれる関係性ができている状況がございます。

(2)「港区の特長」として、①「豊富な人材資源」、②「育成団体等の実績の蓄え」、③「社会貢献を望む企業等の存在」の三つを挙げております。

①「豊富な人材資源」としては、地域には専門知識やさまざまな経験を持つ方が多く、現在も多くの人が学校活動に協力している状況がございます。

②「育成団体等の実績の蓄え」として、区立小学校・中学校PTA、青少年委員会、青少年対策地区委員会、スポーツ推進委員協議会などは、日頃から児童・生徒を対象としたさまざまな催しを行っているなど、青少年教育の充実・発展と地域の教育振興に多大な功績を上げている状況がございます。

③でございます。「社会貢献を望む企業等の存在」としては、区内には、社会貢献部などのセクションを持つ企業が数多くあり、学校活動への協力を望んでいる状況がございます。

そして、(3)「学校（教員）の状況」です。最初に、①「教員の多忙な状況」です。教員は、質の高い授業を行うため、豊富な学習資源を生かした授業等の工夫を現在行っているところですが、地域の人や団体・企業等の調整や折衝など、さまざまな業務に多くを費やしている状況がございます。

そして、②として「教員が望む支援内容」です。小学校が求める学校支援の内容としまして、「教科に関すること」「総合的な学習の時間に関すること」「学校環境整備」の割合が高い状況がございます。中学校に求める学校支援の内容としましては、「総合的な学習の時間に関すること」の割合が圧倒的に高い状況がございます。

5ページをご覧ください。下段の2「児童・生徒のよりよい教育環境を整備するために」です。

(1)としまして「児童・生徒が様々な人との関わりが持てる教育環境をつくる必要があります」、(2)としまして「地域の人々及び既存団体をつなぎ（コーディネートし）、学校を支援する仕組みづくりが必要です」、(3)としまして「教員が児童・生徒としっかりと向き合う時間をより多くすることが必要です」としております。

7ページをご覧ください。第2章としまして、「児童・生徒のよりよい教育環境の整備に向けた提言」としてしております。第1章の港区を取り巻く状況を踏まえまして、児童・生徒のよりよい教育環境の一層の整備を図るため、学校を支援するため、学校と地域の連携方策についての提言をしております。

その中で、1の「(仮称)港区学校支援地域本部の設置について」とし、その必要性、そして2としまして「港区学校支援地域本部のイメージ図」をつけてございます。

次のページに、3「学校支援地域本部の体制について」としまして、(1)として、各校に設置される各校組織の役割、メンバー構成、運営方法についてを記載してございます。各校組織の役割として、学校への直接的な支援を行い、メンバー構成としましては、学校長の考えを十分に理解して活動してくれる人を選任し、その後の活動上の必要性に応じて支援者を増やしていくことが望ましいと会議の議論では行ってございます。そして、③「運営方法」として、学校のニーズを十分に熟知しているコーディネーターを核とし、その他の支援者が気軽に運営に協力できるような運営方法が望ましいとしております。

次のページに各校の組織とは別に、(2)としまして、全区的組織の必要性も記載しております。全区的組織に二つの組織体を想定しております。まず一つ目は、アの項に記載してございます「事業全体の方向性を定め、かつ、事業評価等を行なう組織」。もう一つは、イの方に記載してございます「各校組織のコーディネーターを支える組織」としております。

そのメンバー構成としましては、全区的な組織としましては、アの「事業全体の方向性を定め、かつ、事業評価等を行う組織の場合」として、学識経験者、学校代表者、地域代表者、各校本部代表者、区関係者等で構成する組織、また、イの「各校組織のコーディネーターを支える組織の場合」としましては、各校組織のコーディネーター、区関係者で構成するという内容になってございます。

次のページの10ページです。10ページに4「実現に向けて」としまして、学校支援地域本部の設置に当たっての課題・留意点を記載しております。

(1)「学校支援地域コーディネーターについて」、①としまして「人材確保」。円滑な運営を行う上で、学校長が適任者を選定することが重要としております。②「育成のあり方」として、コーディネーター向けの研修の必要性を述べております。③「コーディネーター間の連携」として、コーディネーター同士の情報交換や交流が必要としております。

(2)「学校支援地域ボランティアについて」は、①「人材確保」として、集める際に内容をはっきりすることとし、次の11ページになりますが、②「育成のあり方」として、学校で活動することを十分に意識してもらい、さまざまな活動に取り組んでもらうことが必要としております。

次に、(3)「学校支援地域本部(コーディネーター等の活動場所)場所の確保」を課題としております。他自治体のように、学校内に専用の部屋もしくは専用のスペースを設け、環境整備を行うことが必要ですが、区立小・中学校に余裕教室がないという状況を考えますと、各区立小・中学校の実情に即した対応を行うことが望ましいとしております。

(4)「実施校の教員への理解度を高める方策」としましては、指導室から学校への説明により教員の理解度を高めることが効果的であることを記載しております。

(5)「既存団体等への説明」、(6)「既存団体等との役割分担」として、既存団体等、特にPTAとの活動が重複しないよう、説明と相互の役割分担が必要でしてしております。

(7)「既存団体等との連携のあり方」です。各校の組織とPTAが相互に連携し活動することが

求められるため、相互の連携を深めるため、情報交換の場を設けることを必要としております。

(8)「区の支援のあり方」です。区の支援のあり方として、活動に対する財政的な支援、各校組織のスタッフが活動するに当たっての活動場所や備品等の環境整備、運営が円滑に行われるための情報収集、情報交換の場の設定などが求められるとしております。

5につきましては、「学校に対する支援内容」を例示しております。

答申の内容は以上でございます。今後、答申をベースに事務局内で検討を重ね、より学校を支援する形態をどのようにすればよいか、関係各課と検討をまいります。

報告は以上でございます。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○教育長 7ページに学校支援地域本部のイメージ図がありましたけれども、全体の仕組みみたいなものを説明してもらわないと、委員の先生方にもよく理解していただけないと思うのです。このイメージ図を中心に、全体として、本部の役割なり、どういうイメージを持っているかという説明がちょっと不足しているので、その辺の補足をお願いしたいと思います。

○生涯学習推進課長 説明が不足して申し訳ありませんでした。7ページの「港区学校支援地域本部のイメージ図」をご覧ください。まず、青いところの箇所でございます。各小・中学校では、学校にそれぞれ教員、担当者が教科指導、総合的な学習、クラブ活動・部活動、学校行事、登下校の安全など、地域と協力して行っているところがさまざまございます。こうしたところを各教員がそれぞれ調整を図っているところでございます。この調整の部分を学校支援地域コーディネーターが引き受け、教員がより学校の授業の方に専念できる形を整えるということが学校支援地域本部の主眼となっているところでございます。

この学校支援地域コーディネーターは、さまざまな外部人材との調整を担い、スムーズに学校の支援ができることを目指しているところでございます。また、学校支援地域コーディネーターは、学校の要望をコーディネートし、地域のボランティア、地域の皆さん方からボランティアを募り、赤いところにごございますゲストティーチャーとしての活躍、教科指導、伝統技能指導、クラブ活動・部活動等の指導、それから学習のアシスタントとして、行事・総合学習の補助、授業における補助、それから環境整備のサポート、花壇の整備、掲示物の整理、ホームページの管理などをボランティアが担うことにより、これまで教員が行っていた部分を、より負担を軽減して、時間をより児童の方に向けるというところを考えているところでございます。

このコーディネーター、それから複数のボランティアから成る組織を各学校単位の学校支援地域本部としまして、各小・中学校を束ねる全区的組織が事業全体の方向性とか事業評価を行う組織として位置付けると社会教育委員の会議の提言では考えているところでございます。

以上でございます。

○綱川委員 答申でございますので、内容についてあまりとやかく言いたくないのですけれども、我々がこれを受けとめてどういうふうやっていくかという問題だと思うのです。

「はじめに」の部分です。言葉的に、こういう答申というのは難しく書けばいいというものでは

なくて、みんなに読んでもらうことを念頭において書くべきだと思うのですね。「都市化・産業社会化」、後ろになると、「都市化や情報社会化の進行」とか、「子供は多様な地域の大人と共に地域の文化を学んだり、地域のお兄さんお姉さんとのふれあいのなかで」とか。あと、「流動化や希薄化」というのは、「何が流動化なのか」と思ってしまったり。もっと簡単に書いた方が皆さん読んでくれるのではないかと思います。

○生涯学習推進課長 こちらの「はじめに」の文に関しましては、9月25日に実施した第9回の社会教育委員の会議の中で委員の皆さんで調整をして文案を作成していただいたというところでございます。

○綱川委員 書いてある意味が分からないのです。例えば、「子供の存在承認の基盤となる居場所の脆弱化」というのはどういうことなのかとか。難しいことを区民の皆さんとか答申を読んだ方々が分かりやすく理解できるように書かないと、ここで理解できなかつたら、後ろを見る気がなくなってしまうのではないかと思います。

○教育長 私が昨日社会教育委員の会議に出席して答申をいただきました。今、綱川委員がおっしゃるように、分かりやすい言葉でということも大切だと思います。これは答申ですから、提出していただいたものということで、今後、これについて教育委員会の方で議論して、できるだけ反映できるものは反映していくという形ですけれども、次回諮問をするときには、今、綱川委員からお話があったことも社会教育委員の会議の委員の先生方にお伝えをして、できるだけ分かりやすい形をお願いしたいということですのでしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○小島委員長職務代理者 生涯学習推進課長、この答申に基づいて学校支援地域本部を教育委員会としてどうやっていくかというのは、今後の課題として考えればいい、ということでしょうか。

○生涯学習推進課長 はい。

○小島委員長職務代理者 では、今日のところは、こういう答申が出たということで、皆さんもう一度内容をよく読んでいただくということでもよろしくをお願いします。

7 生涯学習推進課の11月事業予定について

○小島委員長職務代理者 次に、「生涯学習推進課の11月事業予定について」。生涯学習推進課長、よろしくをお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の11月の事業予定についてご報告をいたします。資料ナンバーの7をご覧ください。

11月の事業予定です。タグラグビー教室が3回と、通常の手組みとなっております。また、4行目の15・16日の喜多方市、6行目の28日のつくば市、7行目の29・30日のいわき市と、各物産市が開催されます。以上です。

○小島委員長職務代理者 この点について何かご質問ございますか。よろしいですか。

8 図書館・郷土資料館の11月行事予定について

○小島委員長職務代理者 次は、「図書館・郷土資料館の11月行事予定について」。図書・文化財課長、よろしくお願ひします。

○図書・文化財課長 それでは、図書館・郷土資料館の11月行事予定についてご報告させていただきます。資料ナンバー8の3ページをお開き願ひします。

まずは、「子ども会」ですけれども、19日、港南図書館の方で「親子で楽しむコンサート」というものを企画しております。これは、プロのフルート奏者の方に来ていただいて童謡等の演奏をしていただくような形でございます。対象としては、0歳から3歳の乳幼児とその保護者の方、あるいは妊娠中の方といった方たちで、ふだん、ゆっくりと音楽に親しむことができない方にお聞きいただひ、あわせて図書館の視聴覚資料等についてもご紹介させていただくという企画でございます。

それから、その下、「その他」のところでございます。4日、高輪図書館で「図書館ツアーー図書館ってどんなところ？」という企画をしてございます。小学校の低学年・高学年に分けて、本の探し方など図書館の使い方の話をしたり、バックヤードを見学してもらひ図書館の中身をのぞいていただくということ。中学生になりますと職場体験等がありますけれども、小学生に対しても、図書館の中身を裏側から見ていただくというものとして企画したものでございます。それから、18日の教育推進月間講演会につきましては、先程ご説明があつたとおりでございます。

それから、裏面の4ページでございます。郷土資料館の予定でございますけれども、今月27日から郷土資料館の方で特別展「江戸の大名菩提寺」を開催いたします。それにあわせまして、3日と23日の祝日でございますけれども、こちらの方は学芸員が展示資料について現地での解説を行う予定でございます。また、2日と9日と16日につきましては、3回連続講座という形で、今回の特別展に関連しての講座を三田図書館集会室の方で実施する予定でございます。以上です。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

9 11月指導室事業予定について

○小島委員長職務代理者 続きまして、「11月指導室事業予定について」。指導室長、よろしくお願ひします。

○指導室長 4カ所に研究発表会が載っております。上から順番にご説明いたします。

一つ目は、11月2日の南山小学校での研究発表会。これは国語の研究です。飛ばしまして、16日、赤坂中学校での研究発表会。中学校は教科の専門性がありますので、その教科の専門性を生かした指導ということで発言します。そして、11月22日木曜日、芝浦小学校での研究発表会。これは小学校算数です。そして、一番下、11月30日金曜日、港南小学校での体育の研究発表会。教育委員の先生方も、ご都合がございましたら、ぜひ子どもたちの様子を見ていただきたいと考えております。

以上です。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

文部科学省の「教科調査官」というのはどんな方なのですか。

○指導室長 区の教育委員会に例えますと指導主事の役割の方です。国は「教科調査官」というような、教科の専門性のある方を位置づけております。

○小島委員長職務代理者 分かりました。ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

10 平成24年度子どもサミットについて

○小島委員長職務代理者 続きまして、「平成24年度子どもサミットについて」。指導室長、お願いいたします。

○指導室長 子どもサミットにつきましては、今年度で6回目となります。参加するものは、小学校で言いますと高学年の児童、そして中学校は生徒会の子どもたちを中心に代表の子どもたちが参加いたします。各校2名、そして先生たちも来ます。昨年度のサミットは、「いじめ対策」「国際理解」「環境保護」「大震災対策」ということでその時期に合ったテーマを四つ設けておりましたが、今年度は「いじめ対策」ということで四つの分科会のテーマを統一しております。今回、その特色となるのは、「(仮称) 港子ども条例」。いわゆる各自治体で大人が条例をつくらうという動きがありますが、港区は子どもたちが自分たちで考えたものを条例のような形で表現しようという発想で、「港子ども条例」ということで考えております。AフォーラムからDフォーラムまでそれぞれテーマ性がありまして、資料のとおりです。「いじめのない学校を目指すため」というテーマで子どもたちが話し合っ、提案の形式にまとめていくということがまず分科会です。

その後全体会ということで皆さんに一堂に会していただいて、条例という形でまとめてみるということ、そして、ここでやったことを各学校に持ち帰って、改めて学校でも話し合う。代表の子どもたちが話し合っ、終わりということではありません。

その後、講評ということですが、昨年度まで私の方で講評していたのですが、いじめはよくないということとをさらに詳しく私が話していると雰囲気は堅くなって、暗くなりますので、明るい感じで、歌を中心に構成するということを考えております。この森敬恵さんという方はオペラなども歌うソプラノ歌手の方でして、ここの講師選定の理由のところを書いてありますけれども、こうした子どもたちのいじめ問題についても触れていただける方ということで、トーク、そして歌という形で、明るい感じで終わるということをやっていきたいと思っています。

昨年度の参加者は概ね130名を超えたのですが、ぜひケーブルテレビなどに入っ、港区の取り組みについて広くアピールしていきたくと考えております。

さらに、その他のところで、ぜひここは確認していただきたいのですが、一つは、例年、教育長に冒頭のご挨拶をいただいているということと、教育委員の先生には助言者という形で四つのフォーラムに分かれて入っ、子どもたちと直接ご意見を交わしていただく場面があります

ので、これらについては今年度も同様に考えているところでございます。

説明は以上です。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して何かご質問はございますでしょうか。

当日は、保護者以外に、例えば一般の区民の方も傍聴ということで、参加できますか。

○指導室長 今回想定しているのは、児童・民生委員とか青少年委員、いわゆる教育に関係する方を含めて、また、当然、保護者の方の関心も高いと思いますので、広く呼びかけてまいりたいと思っております。

○小島委員長職務代理者 港区教育委員会は子どもサミットということでこれだけ一生懸命やっているわけですから、区民の皆様にも、子どもたちはこんなことをやっていることを知っていただけるといいと思うので、ぜひ参加していただきたいのです。

○指導室長 ぜひ積極的にホームページなどでも宣伝していきたいと思っております。

○小島委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいですか。

「閉 会」

○小島委員長職務代理者 本日予定している案件は全て終了しました。

庶務課長、その他何かございますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

○小島委員長職務代理者 それでは、これをもちまして閉会といたします。

今回は、11月13日火曜日、午後3時からの予定です。皆様、お疲れさまでした。

(午後0時09分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長職務代理者 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 小 池 眞 喜 夫